

令和8年9月

秋田県立矢島高等学校
校長 佐藤 郁子

BYOD（個人所有端末の持込み）について（お知らせ）

日頃より本校の教育活動に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。
秋田県立高等学校では、令和9年度からBYOD（Bring Your Own Device：個人所有端末の持込み）を完全実施することとなっています。本校においても、令和9年度から在校生を対象にBYODを実施し、授業や家庭学習等で個人所有端末を活用してまいります。

つきましては、令和9年度新入生は、令和9年度の始業までに学習用端末を御準備くださいますようお願いいたします。

なお、本校のBYODは新たな端末の購入を必須とするものではありません。現在御家庭で所有している端末が、下記の条件を満たしている場合は、その端末を学校で使用することができます。

使用できる端末の主な条件

- ・学校ではGoogle Workspaceを使用して授業を行っていますのでChromebookを推奨しますが、Windowsノートパソコン、MacBookも使用できます。
- ・ノートパソコンまたはタブレットであること（スマートフォンは使用できません）。
- ・画面サイズは10インチ程度以上であること。

※15型以上などあまり大きいと持ち運びや机上での取り回しが大変です。

- ・無線LAN（Wi-Fi）に接続できること。※MACアドレスを固定できること
- ・カメラを内蔵していること。
- ・バッテリーで8時間程度以上使用できること。※原則、校内での充電はできません
- ・物理キーボードが使用できること
(iPad等タブレットは外付けキーボードが必要となります)。
- ・Google Chrome等の標準的なWebブラウザが利用できること。
- ・ウイルス対策が講じられていること。

※OSが常に最新のものに更新されていれば最低限の対策はされています

現在お持ちの端末がこれらの条件を満たしている場合は、そのまま御使用いただけます。条件を満たしていない場合は、新たな端末の準備について御検討くださいますようお願いいたします。

端末の補償・保険加入について（推奨）

端末を学校へ持ち込んで使用するにあたり、通学途中や校内での破損・紛失・盗難、また水濡れ等のリスクが考えられます。万が一のトラブルに備え、各ご家庭においてパソコン・タブレット向けの動産保険への加入や、現在ご加入中の火災保険・自動車保険等の特約（携行品損害特約など）のご確認・ご加入を推奨いたします。

なお、校内での自己不注意による破損や紛失等につきましては、学校側での補償はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

準備期限

令和9年度始業日まで

御不明な点がございましたら、本校担当までお問い合わせください。

【担当】 秋田県立矢島高等学校 猪股 憲一 TEL 0184-55-3031 FAX 0184-55-3032 Mail: inomata-kenichi@akita-pref.ed.jp
